## 東京都内で自転車を利用するみなさんへ

東京都の条例※1では、自転車利用中の事故により、

# 他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等※2

## への加入が義務となっています！！

※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
※2自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済
以下「自転車損害賠償保険等」と表記

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりぃぬ

**自転車利用者**

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

**保護者**

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、
自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

**自転車での高額加害事故例**

| 賠償金額 | 事故の概要 |
|---|---|
| 約9,521万円 | 自転車（小学生１１歳）と歩行者（６２歳）との正面衝突により歩行者が後遺障害を負った事故 |
| 約9,266万円 | 自転車（高校生）と自転車（会社員２４歳）との衝突により会社員が後遺障害を負った事故 |
| 約6,779万円 | 自転車と横断歩道を横断中の歩行者（３８歳）との衝突により歩行者が脳挫傷により３日後に死亡した事故 |

**既に加入している保険等に付帯されている場合もあるので、裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等への加入状況をチェックしてみましょう！**

裏面へ

東京都

TOKYO 自転車の安全利用を推進するロゴマーク

# 自転車損害賠償保険等

（個人賠償責任保険、日常生活賠償責任保険、賠償責任共済など
保険会社等によって名称は異なります。）

## への加入状況をチェック!!

下記①～⑨のいずれかの保険・共済に加入していますか?
（保険証券等でご確認ください）

**はい**

加入している下記①～⑨の保険・共済に
**自転車損害賠償保険等**に相当する補償が付帯されていますか?

**いいえ**

**はい**

**すでに
自転車損害賠償保険等に
加入しています。**

**わからない**

**ご契約の保険会社・共済に
ご確認ください。**
※相当する補償がない場合には、
加入が必要です。

**いいえ**

**未加入です!!**
**自転車損害賠償保険等への
加入が必要です。**

| 確認いただく保険・共済契約 | | 保険・共済に加入するときのチェックポイント |
|---|---|---|
| ①「自転車保険」（傷害保険とのセット商品） | | ①事故相手への賠償の保証金額は十分か<br>②示談交渉サービスは付いているか<br>（自身が加害者となった場合<br>保険金支払いの対象となる賠償事故について、<br>相手方との示談交渉を保険会社が代行）<br>③保険の対象となる人は誰か<br>（個人型、家族型など）<br>④補償が重複している保険はないか<br>（火災保険と自動車保険の両方に<br>賠償責任補償が付帯されているなど、<br>加入中の保険について把握することが大切）<br>⑤自身のケガなどに関する補償は必要か<br>（死亡、後遺障害、傷害） |
| ②自動車保険（特約） | | |
| ③火災保険（特約） | | |
| ④傷害保険（特約） | | |
| ⑤クレジットカード（付帯保険特約） | | |
| 団体保険 | ⑥会社・区市町村等の団体保険 | |
| 団体保険 | ⑦ PTA の保険など学校・大学で募集する保険 | |
| 団体保険 | ⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険 | |
| ⑨ TS マーク付帯保険 | 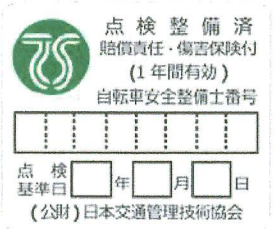 | 点検、整備に付帯した自転車向け保険です。<br>有効期間は点検基準日から1年間です。更新を忘れずに!<br>TS マークの色により補償条件が異なります。<br>緑色 TS マークは、全ての人身事故が賠償責任補償の<br>支払対象で、示談交渉サービスが付いています。 |

**自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。**

都民安全　保険　検索

令和6年11月発行

（編集発行）東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課　電話03-5388-3123
もし自転車事故を起こしてしまったら、こちらにご相談ください→東京都交通事故相談所　電話03-5320-7733